

序章

都市計画をスケーププランの基本事項

序章 都市計画マスタープランの基本事項

序-1 都市計画マスタープランとは

近年の産業、社会構造の急速な変化、住民の価値観の多様化、また、地方分権を背景とした市町村への各種権限の移譲等により、まちづくりにおける市町村の役割が一層大きなものとなってきています。そして、住民と行政が都市の将来像を共有し、一体となってまちづくりを進めていくことが、これまで以上に重要となってきています。

市町村が定める都市計画マスタープラン(市町村の都市計画に関する基本的な方針)は、都市計画法第18条の2に位置づけられる法定計画であり、住民に最も近い立場にある市町村が住民意見を十分に反映させた上で、まちの将来像を設定し、その実現に向けた都市計画の方針を定めるものです。

序-2 改定の背景と目的

本町の都市計画マスタープランは、2006(平成18)年1月に策定し、都市計画行政を展開してきました。2020(令和2)年度に計画期間の最終年度を迎えたことに加え、第5次嘉手納町総合計画、中部広域都市計画区域マスタープランの見直しなど、上位・関連計画の動向、また、本町のまちづくりにおいて現在まで取り組んできた各種事業等の進捗、さらには、人口減少・少子高齢社会の到来や自然災害・気候変動への対応等の社会情勢の変化などを踏まえ、計画の改定を行うものとします。

嘉手納町都市計画マスタープランの目的

- 長期的な視点に立ち、将来の都市像や都市づくりの方向性を示します。
- 地域住民・企業・行政などの協働による都市づくりのガイドラインとします。
- 嘉手納町を取り巻く都市づくりに関する課題の解決に繋がります。
- 今後の都市計画決定や変更・廃止にあたっての方針とします。

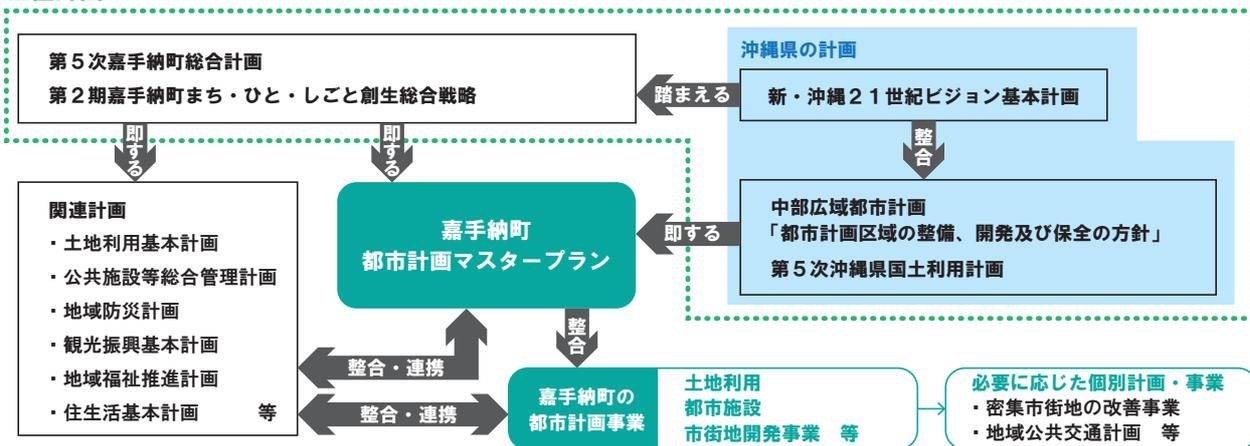


memo

序-3 計画の位置づけ

嘉手納町都市計画マスタープランは、「第5次嘉手納町総合計画」や県が定める「中部広域都市計画『都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』（都市計画区域マスタープラン）」に即して、都市の将来像や土地利用等の方針を明らかにし、町の都市計画に関する基本的な方針を定めるもので、用途地域や市街地開発事業等、町が定める個別の都市計画の決定や変更・廃止にあたっての方針となるものです。

上位計画



序-4 計画の期間と対象範囲

嘉手納町都市計画マスタープランは、2024（令和6）年度から概ね20年後の2043（令和25）年度頃を計画期間とします。また、本町をとりまく社会・経済及び都市づくりの状況の変化や嘉手納町総合計画の見直し等に合わせ、必要に応じて計画の見直しを行います。

— 計画期間 —
 2024年度 → 2043年度
 （令和6年度）（令和25年度）

本町は町域全体が都市計画区域として指定されていますが、本計画においては、米軍施設（嘉手納飛行場、嘉手納弾薬庫地区、陸軍貯油施設）を除く区域を計画の対象範囲とします。



memo

用途地域 都市における住居、商業、工業などの適切な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途、容積率、建蔽率、高さなどを規制・誘導する都市計画・建築規制制度のこと。

序-5 都市計画マスタープランの構成

序章 都市計画マスタープランの基本事項

都市計画マスタープランの趣旨、改定の背景や目的などを示しています。

第1章 都市づくりの現状と課題

嘉手納町の現状や都市づくりの変遷・潮流から次の課題を整理しています。

- 課題1 密集市街地の改善
- 課題2 賑わい・交流による都市の魅力向上
- 課題3 安全・安心に住み続けられる都市づくり
- 課題4 新技術に対応する都市施設の整備推進
- 課題5 持続可能な都市づくり

対応

第2章 都市づくりの目標

課題を踏まえ、都市づくりの目標と将来都市構造などを示しています。

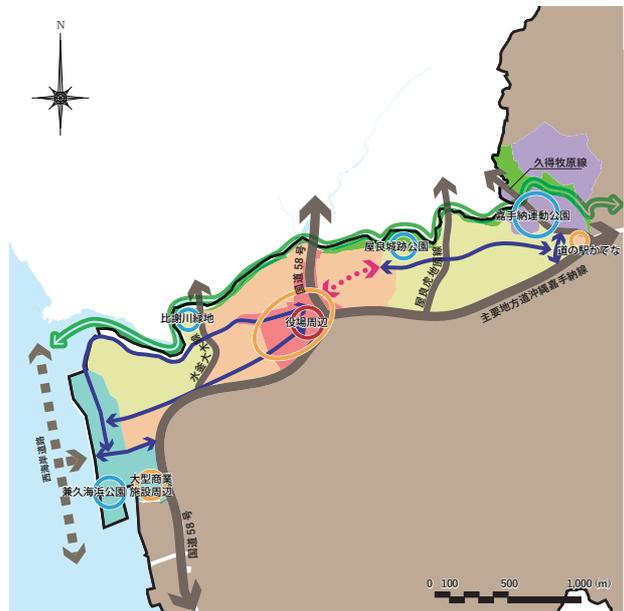
将来像

ひと、みらい、つながり、交流のまち かでな

基本目標

- 1 限られた空間を活かし、コンパクトで連続性の高いまちづくり
- 2 多様な人が行き交い、賑わいと交流が生まれるまちづくり
- 3 活発な都市活動が創りだす持続可能なまちづくり
- 4 都市防災機能を高め、豊かで安心して暮らせるまちづくり

将来都市構造



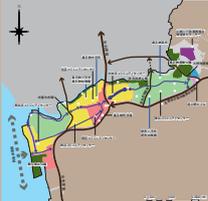
実現に向けて

第3章 分野別構想

都市づくりの目標に向けた各分野の方向性を示しています。

土地利用・市街地整備の方針

- ・ 戦略的・優先的な都市づくり
- ・ 良好な都市環境形成に向けた土地利用・市街地整備
- ・ 付加価値を高める都市づくり



都市交通体系の方針

- ・ 道路・交通ネットワークの形成
- ・ 公共交通の充実
- ・ 誰もが移動しやすい都市空間の形成
- ・ 安全・安心で持続可能な道路環境の形成



公園・緑地等整備の方針

- ・ 都市公園等の整備・リニューアル
- ・ レクリエーション機能の創出
- ・ みどり豊かな市街地づくり

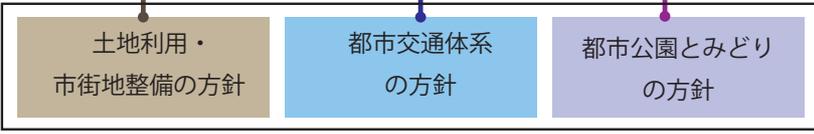


持続可能な都市づくりの方針

- ・ 災害に強いまちづくり
- ・ すべての人に優しいまちづくり
- ・ 自然環境を大切にするまちづくり

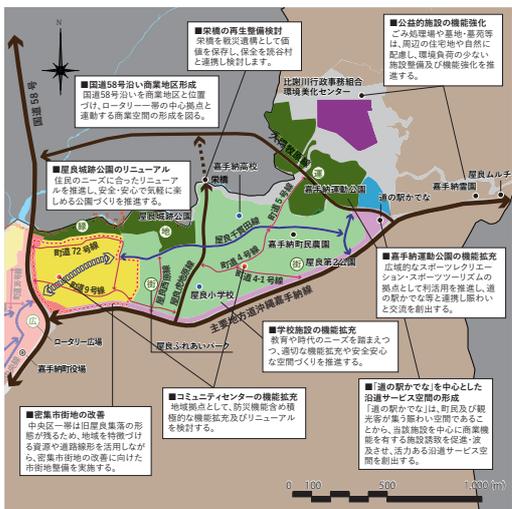



第4章 地区別構想



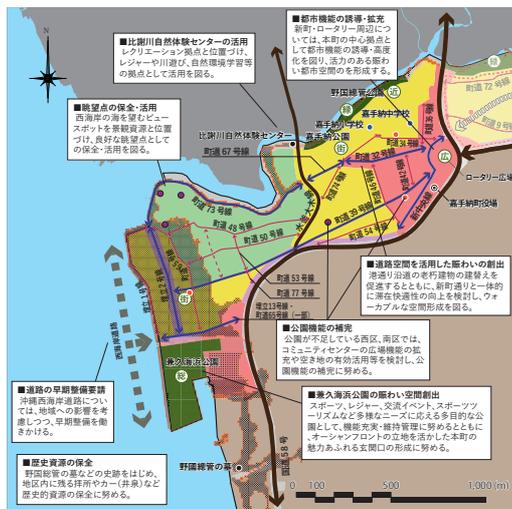
分野別構想を踏まえ、各地区の方向性を示しています。

東部地区の方針



- 公園の再生整備検討
栄橋を観光通橋として価値を保存し、保全を統合村と連携し検討します。
- 国道58号沿い商業地区形成
国道58号沿い商業地区と位置づけ、ロータリー側の中心拠点と連動する商業空間の形成を図る。
- 市民センターの機能強化
公民館の再生整備検討
公民館の再生整備検討
公民館の再生整備検討
- 市民センターの機能強化
公民館の再生整備検討
公民館の再生整備検討
- 市民センターの機能強化
公民館の再生整備検討
公民館の再生整備検討

西部地区の方針



- 比叡川自然体験センターの活用
レクリエーション拠点と位置づけ、良好な環境要素としての活用を図る。

第5章 都市づくりの進め方

各施策を展開する際の基本的な考え方を示しています。

みんなで考えた 嘉手納町のまちづくり

本計画づくりを行うにあたり、嘉手納町で暮らす方々、嘉手納町で働く方々など、皆さまのご意見を参考にするために、ワークショップを開催しました。

ガリバーマップという大きな地図を広げて、参加者みんなで地図の上を歩きながら、まちの魅力や問題になっている物事を共有し、自分たちの町のよりよい未来に向けて必要な取り組みを話し合いました。



ワークショップの概要

2022. 7. 27
町役場職員
ワークショップ①

大きな地図を広げて、
嘉手納町の「よい点」「改善点」を
出し合い、地域のあるあるを共有
※同じプログラムで開催

2022. 7. 27
住民
ワークショップ①

2022. 8. 4
住民
ワークショップ②

前回ワークショップ、
住民アンケートのアウト
プットをもとに次の
20年間のまちづくり
アイデアを検討

2022. 8. 24
町役場職員
ワークショップ②

これまでのワークシ
ョップで挙げた町の課
題やアイデアを踏まえ
て、将来都市像（案）
を検討

